

多面的機能支払事業 令和6年度事務研修会 (安全管理の徹底について)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

安全管理の徹底について

1 多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故件数の推移

年度	事故発生 件数	取組組織数 (参考)
平成26年度	15	24,885
平成27年度	19	28,145
平成28年度	42	29,079
平成29年度	46	28,290
平成30年度	47	28,348
令和元年度	55	26,618
令和2年度	116	26,233
令和3年度	161	26,258
令和4年度	160	25,967
令和5年度	184	—



2 令和5年度に発生した事故の状況

- 令和5年度に多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故は、184件の報告があり、前年度よりも増加している。(令和4年度:160件)
- 活動中の死亡事故が6件(うち活動に起因するものは3件)発生している。
- 死亡事故の発生要因は、「単独作業」、「農業用機械の適切な安全対策が図られていなかったこと」などである。
- 事故を活動項目別に区分すると、全体の約7割にあたる127件が草刈中に発生。
- 草刈中の事故を分析すると、およそ半数は水路で発生。事故要因では、「転倒・転落」や「草刈機等接触」、「飛び石」(大半は自動車の窓ガラス破損などの物損事故)によるものが多く、次いで、熱中症や蜂刺されによる被災が多い。

なお、昨年度は猛暑の影響により、9月中旬にも熱中症による事故報告があった。

(気象庁ホームページによれば、令和5年の年平均気温は平年値を1.34度上回っている。また、令和5年5～9月に熱中症で救急搬送された人数は9万1467人で、前年比28%増加しており、平成30年(9万5137人)に次いで過去2番目に多かった)

〈関連資料〉

- 農林水産省HP 「農作業安全対策」

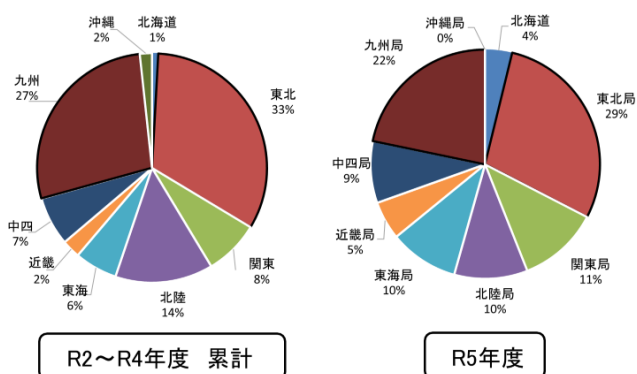
http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

令和5年度 多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故の概要

1. ブロック別の事故発生件数・割合

事故発生件数は年々、増加傾向にあり、特に東北、九州ブロックからの報告件数が多い。

ブロック別 ブロック名	R2 件数	R3 件数	R4 件数	R5 件数
北海道	1	3	2	7
東北	38	64	54	53
関東	9	14	23	21
北陸	16	13	14	19
東海	7	10	15	18
近畿	3	3	5	10
中四	8	9	7	16
九州	32	46	38	40
沖縄	2	0	2	0
計	116	162	160	184

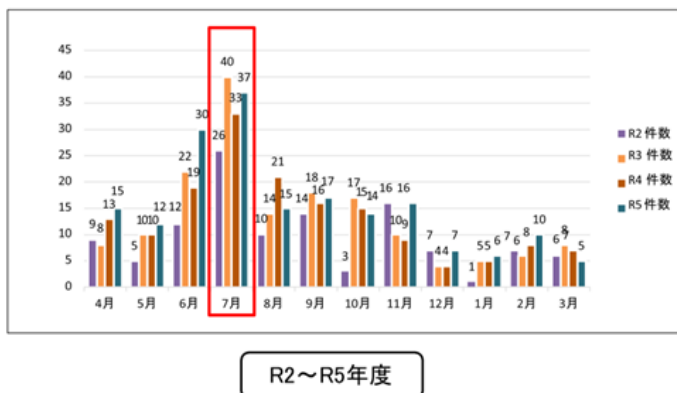


1

2. 月別の事故発生件数・割合

例年、6月から9月にかけて事故の発生が多く、うち、7月が最も多くなっている。

事故発生月別 発生月	R2 件数	R3 件数	R4 件数	R5 件数
4月	9	8	13	15
5月	5	10	10	12
6月	12	22	19	30
7月	26	40	33	37
8月	10	14	21	15
9月	14	18	16	17
10月	3	17	15	14
11月	16	10	9	16
12月	7	4	4	7
1月	1	5	5	6
2月	7	6	8	10
3月	6	8	7	5
計	116	162	160	184

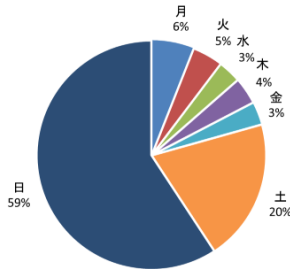


2

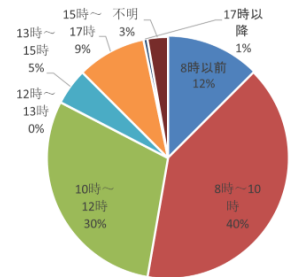
3. 曜日別及び時刻別の事故発生件数・割合

曜日別で見ると、土曜日・日曜日に発生した事故が全体の約8割を占めている。
また、時間帯別で見ると、午前中（8時以前～12時まで）の事故が全体の7割強を占めている。

事故発生曜日別	R5
発生曜日	件数
月	11
火	8
水	6
木	7
金	6
土	37
日	109
不明	0
計	184



事故発生時間帯別	R5
発生時刻	件数
8時以前	23
8時～10時	74
10時～12時	55
12時～13時	0
13時～15時	9
15時～17時	17
17時以降	1
不明	5
計	184



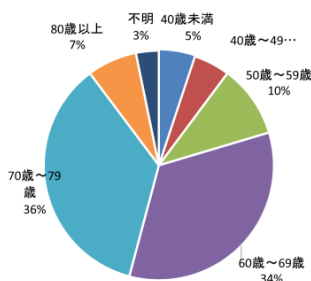
3

4. 被災者年齢別の事故発生件数・割合／保険加入の有無

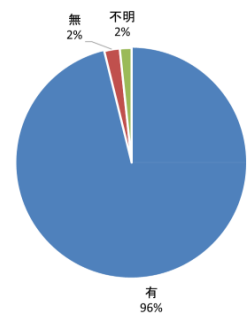
被災者の8割近くが60歳以上の高齢者であることから、作業にあたっては、参加者の年齢や体力等を考慮して、無理のない作業計画を立てることが必要。

また、保険未加入であった事故(※)が3件発生している。安心して共同活動に取り組めるよう、可能な限り、傷害保険等に加入すること。(※保険に加入していたものの、保険の適用対象外となった事故を除く。)

被災者年齢別	R5
被災者年齢	件数
40歳未満	8
40歳～49歳	8
50歳～59歳	16
60歳～69歳	53
70歳～79歳	56
80歳以上	11
不明	5
計	157



保険加入の有無	R5
保険加入	件数
有	177
無	4
不明	3
計	184



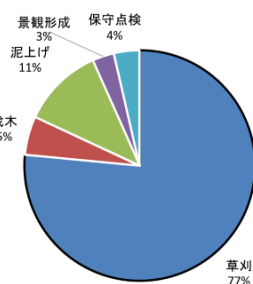
※「被災者年齢別」のグラフは、車両事故・物損事故(27件)を除く。

4

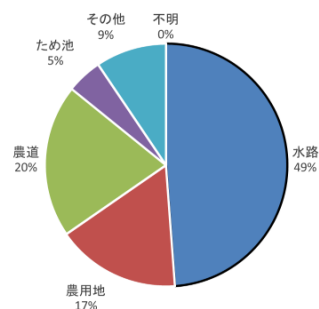
5. 活動項目別、対象施設別(草刈)の事故発生件数・割合

活動項目別で見ると、草刈中の事故が最も多く発生しており、全体の約8割を占めている。特に草刈中の事故は、水路で発生したものが最も多く、およそ半数を占めている。

活動項目別	R5
活動項目	件数
草刈	127
伐木	9
泥上げ	19
景観形成	5
保守点検	6
施設補修・更新	8
その他	10
計	184



対象施設別(草刈)	R5
対象施設	件数
水路	62
農用地	21
農道	26
ため池	6
その他	12
不明	0
計	127

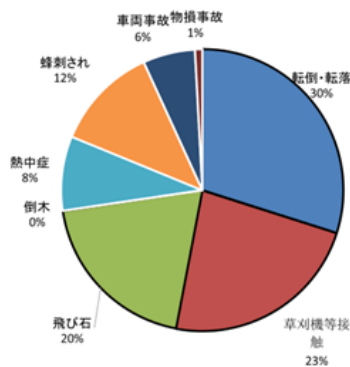


5

6. 事故原因別(草刈)の事故発生件数・割合

草刈中の事故原因としては、「転倒・転落」や「草刈機等接触」によるもののほか、「飛び石」(ただし、物損事故が大半)による事故も多い。

事故原因別(草刈り)	R5
事故要因	件数
転倒・転落	35
草刈機等接触	27
飛び石	23
熱中症	10
蜂刺され	14
車両事故	7
物損事故	1
持病	1
踏み抜き	2
その他	7
計	127



「草刈機等接触」による事故が多発していることから、作業員同士の間隔を確保し、接触事故を防止すること。

また、水路法面など足場が不安定な場所での作業が「転倒・転落」による事故につながっているため、スパイク付きの長靴を履くなどして事故防止に努めること。

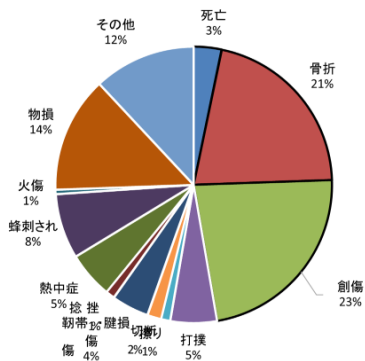


6

7. 被災状況別の事故発生件数・割合

活動中の死亡事故が6件(うち活動中に起因するものは3件)発生している。「転倒・転落」や「草刈機等接触」による事故が多発していることから、「骨折」や「創傷」による被災が多い。共同活動前には安全確認を行い、事故の発生を未然に防止すること。

被災状況別	R5
被災状況	件数
死亡	6
骨折	39
創傷	42
打撲	10
擦り傷	2
切断	3
靭帯・腱損傷	8
捻挫	2
熱中症	10
蜂刺され	14
火傷	1
物損	25
その他	22
計	184



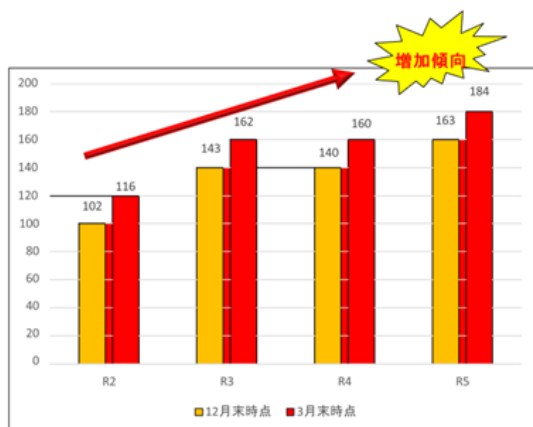
昨年度に引き続き、熱中症や蜂刺されによる被災が多発している。
今年度は猛暑の影響により、9月中旬にも熱中症による事故報告があった。
高温下での作業では、こまめに水分補給や休憩をとること。



こまめに水分補給と休憩をとる。

8. 各年度毎の事故発生件数の推移

事故発生件数は前年度より増加しており、今後も安全管理の徹底が求められる状況。



今年度発生した死亡事故を踏まえ、作業は必ず複数名で行うとともに、トラクターなどの農業用機械を運転する際には、シートベルトの着用など安全対策が徹底されるよう、活動組織まで指導徹底をお願いしたい。



単独で作業する者が生じないようにすること。



シートベルトの着用を徹底すること。

令和5年度の活動中に発生した死亡事故一覧

被災者 性別 年齢		対象施設	活動項目	事故概要	怪我等 の状況
男	50	農用地	草刈	草刈作業中に気分が悪くなり、救急車にて搬送。脳出血にて死亡。	脳出血にて死亡
男	67	農用地	草刈	被災者が蜂に刺され家に帰る途中、動けなくなったことから緊急搬送したが、病院で死亡を確認。	アナフィラキシーショックによる死亡
男	70	水路	草刈	作業が終了したので、草刈機を軽トラに積んで帰宅しようとしたところ、発作が起きて倒れたので、病院へ搬送したが、死亡した。	急性心筋梗塞により死亡
男	74	ため池	草刈	トラクターでため池堤体の草刈作業時、旋回しようとしたところ誤って法面下に転落し、病院に搬送したが、上位頸椎損傷などにより死亡。	ため池法面からの転落による死亡
男	57	水路	草刈	水路法面の草刈作業時に、水路から転落して死亡。(※外部委託先従業員) 単独で作業を行っていたため、詳細は不明だが、現場の状況から、足を滑らせて水路に転落したと思われる。	水路への転落による死亡
男	76	水路	保守点検	4人で水路付帯施設の保守管理のため、排泥バルブの開閉操作をしていた。ある箇所が終わり、次の箇所へ移動する際に、被災者を見失ったので、捜したところ、道中で倒れている被災者を発見。緊急搬送されたが、搬送先で死亡。	持病により死亡



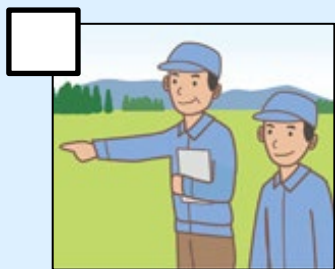
高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

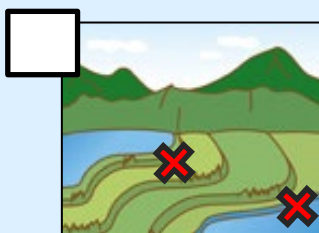
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

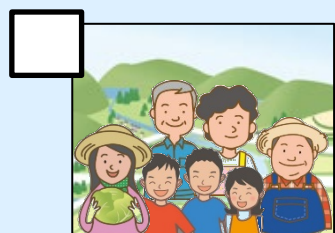
事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



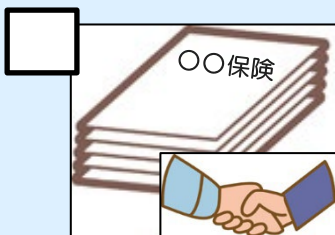
危険な箇所については、
テープ等で印を付いたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。

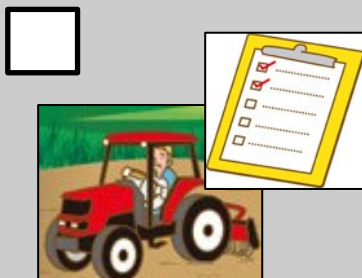


緊急連絡表は作成しまし
たか。

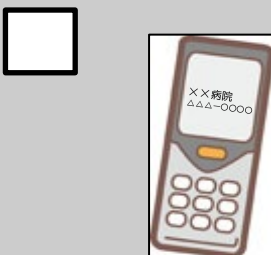
当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3 m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



<作業中の服装チェック>



- ヘルメットは被りましたか？
- 長袖、長ズボンは着用しましたか？
- 手袋、長靴等は着用しましたか？
- 防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、**蜂の巣**などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村

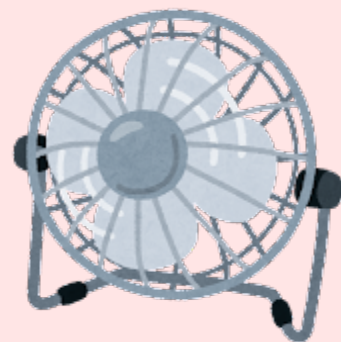


活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- **声かけ**をしまししょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしまししょう。
- **熱中症**には十分注意しまししょう。
 - ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとらしまししょう。
 - ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしまししょう。
 - ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しまししょう。
 - ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しまししょう。
 - ・ 意識がない場合や症状が良くなる場合は、すぐに病院で手当てを受けまししょう。



- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しまししょう。

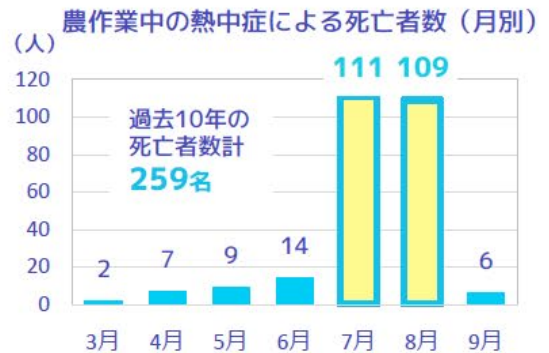
農作業中の熱中症を 予防しましょう!!

夏に向けて、農作業中に熱中症になる人が増えてきます。

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です!!

* 農作業中の熱中症 *

- 毎年、約**30名**の方が農作業中の熱中症により**死亡**
- 死亡事故の約**85%**が**7~8月**に発生している一方で3~6月にも発生



* 予防のポイント *

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



そのほか、日々の体調管理など熱中症に負けない体づくりをしておきましょう!



もっと
知りたい!!

熱中症対策

* 熱中症対策アイテム *

身体を冷やす

暑い時間帯の作業等が避けられないときに活躍



ファン付きウェア、
ネッククーラー

1人作業の備え

やむを得ず1人作業をする際のリスクを回避したいときに活躍



ウェアラブル端末、
応急セット

環境改善

作業場を涼しくしたり、休憩の質を高めたいときに活躍



ミストファン

* 熱中症警戒アラートと MAFFアプリの連携 *

熱中症警戒アラートとは?

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に発表される注意喚起情報

STEP 1

STEP 2

STEP 3

STEP 4

MAFFアプリの入手



Android



iOS

地域の設定



マイページ
>プロフィール設定

PUSH通知ON



スマートフォン側の
通知設定も確認

通知が届く



登録した都道府県に
アラートが発生され
ると通知が届く

* 熱中症が疑われる場合には *

01 作業を中断



(代表的な症状)

- 汗をかかない、体が熱い
- めまい、吐き気、頭痛
- 倦怠感、判断力低下

02 応急処置



- 涼しい環境へ避難
- 衣服をゆるめ体を冷やす
- 水分・塩分を補給

03 病院へ



応急処置をしても症状が改善しない場合は医療機関で診療を受けましょう!!

多面的機能支払交付金 事故発生報告（第1報）

発生日時	令和 年 月 日 時頃
組織名	
市町村名	
被災者	男性 ・ 女性 ・ 不明 年齢： 歳 ・ 不明
被災内容	被災箇所：頭・顔・胴体・腕・手・指・脚・足・不明 被災状況：打撲・切り傷・骨折・熱中症・不明
処置状況	救急搬送・自己受診・その他
作業状況	草刈り作業 ・ 土砂上げ作業 ・ 水路補修 ・ 不明 その他（ ）
その他の対応等	

「多面的機能支払交付金」事業にもとづく、
活動組織および広域活動組織の方々へ

イベント共済

環境保全プラン

包括契約に関する特則付

イベント傷害共済

イベント賠償責任共済

農地維持活動・資源向上活動中のケガや賠償事故を1年間を通して保障します。



農村の
地域環境を
守り、育てる

ポイント

■1年間の活動をまとめて契約

共済期間が1年間となりますので、年間の活動をまとめて保障します。活動ごとのご契約は必要ありませんので、契約手続き漏れによる未保障状態を防げます。

■活動計画変更時の手続きが簡単

共済期間中の活動計画の変更(参加者数の変更、開催日の追加・変更など)は、共済期間満了後にまとめて通知いただければ結構です。通知いただいた内容にもとづき、共済掛金の過不足額について精算させていただきます。

※解約・解除・消滅時には、その時点で上記の内容を通知ください。共済掛金の過不足額について精算させていただきます。

■共済金の迅速なお支払いが可能

(イベント傷害共済)

ケガで入院・通院された場合、ケガの部位・症状に応じて共済金の額が決まりますので、スピーディーに共済金をお支払いできます。また、治療または施術を受けている期間中であっても共済金をお受取りになれますので、当座の費用にあてることができます。

■交付金を共済掛金に充当可能

共済掛金は農地維持支払交付金・資源向上支払交付金から支出できます。



契約対象は、「多面的機能支払交付金」事業にもとづく、活動組織および広域活動組織です。なお、このプランで保障対象となる活動は「農地維持活動」「資源向上活動」にあたるもののみとし、それ以外の活動(営農活動や親睦会等)は保障対象に含まれません。

JA共済

イベント傷害共済

〈包括契約に関する特則付〉

参加者も
安心

例えば
こんなとき

- 農道の点検中、転んで足を捻挫した。
- 水路の草刈り作業中、カマで手を切った。
- ため池の泥上げ作業中、転んで足を骨折した。

例 死亡共済金額300万円+部位・症状別治療共済金額3,000円コースの場合(共済期間1年)

死亡のとき	後遺障害のとき	重度後遺障害のとき
災害にあわれた日以後200日以内に死亡されたとき	災害にあわれた日以後200日以内に所定の後遺障害(第1級~第10級)の状態になられたとき	災害にあわれた日以後200日以内に所定の重度後遺障害(A級・B級)の状態になられたとき
〈死亡共済金〉	〈後遺障害共済金〉	〈重度後遺障害費用共済金〉
300万円	300万円~15万円	60万円または30万円

- 共済金のお支払事由は、いずれも共済期間内に発生した災害を直接の原因とするものに限ります。
- 「災害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による被害をいいます。ただし、所定の事故による被害を除きます。
- 1回の事故にかかる死亡共済金と後遺障害共済金の合計額は、死亡共済金額が限度となります。
- 死亡共済金は、死亡の原因となった災害と同一の災害による後遺障害共済金を既に支払ったまたは請求を受けた場合は、死亡共済金の額から既に支払ったまたは請求を受けた額を控除した残額をお支払いします。
- 重度後遺障害費用共済金は、災害にあわれた日以後30日以内に被共済者が死亡された場合にはお支払いしません。

治療または施術を受けたとき

災害にあわれた日以後200日以内に入院されたとき、または入院されなかった場合で5日以上の通院をされたとき

〈部位・症状別治療共済金〉
部位・症状に応じて部位・症状別治療共済金額×5倍~120倍
1.5万円~36万円



- 頭を打撲したとき(部位:頭部、症状:打撲)..... 5倍 1.5万円
 - 腕を骨折したとき(部位:手指を除く上肢、症状:骨折) ...35倍 10.5万円
- ※いずれも、約款に規定する支払事由に該当した場合に限り、共済金をお支払いします。

災害にあわれた日以後200日以内に入院されなかった場合で5日未満の通院をされ、治療または施術が完了したとき
〈部位・症状別治療共済金〉
部位・症状別治療共済金額×2倍
6,000円

- 「入院」や「通院」には、それぞれ医師または歯科医師による治療の他に、柔道整復師による施術やあんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術も対象となる場合があります。

共済掛金表(例)

死亡共済金額300万円+部位・症状別治療共済金額3,000円コース 団体加入

1日あたりの平均被共済者数	開催日数1日、1名につき	1日あたりの平均被共済者数	開催日数1日、1名につき
10~99人	24円	500~999人	21円
100~499人	24円	1,000人以上	18円

(2019年4月現在)

ご契約などの流れ

1 契約時

契約申込書類・名簿・年間活動計画書を提出。
計画にもつづいた共済掛金の払込み。

2 契約中

活動内容の管理。
(開催日、参加者、活動内容など。また、活動ごとの名簿を作成・保管)

3 契約満了時

年間活動実績報告書の提出。
(開催日、参加人数などを証明できる書類の写しを添付)

4 確定

③の内容により確定共済掛金を算出して、当初共済掛金との差額を精算。(払戻しまたは追徴)

※ご契約の解約・解除・消滅時にも、上記③および④の手続きが必要となります。

● イベント共済は、イベント傷害共済とイベント賠償責任共済からなっています。セットまたはそれぞれ単独でご加入いただけます。

この資料は概要を説明したものです。ご契約の際には、普通傷害共済および賠償責任共済の「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

年 月 日

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

イベント賠償責任共済

〈包括契約に関する特則付〉

開催者も
安心

例えば
こんなとき

農地維持活動・資源向上活動にともなう賠償責任や管理・運営にともなう賠償責任

- 農道の砂利の補充中、誤って砂利をはねさせてしまい、近くに駐車中の他人が所有している車にキズをつけた。
- 事務局が設置・管理するテントが倒れ、通行人にケガをさせた。
- 水路の草刈り作業中、誤ってカマで他の参加者にケガをさせた。

例 共済金額5,000万円の場合(共済期間1年)

賠償責任が生じたとき

最高 **5,000万円**まで保障
同一原因の事故によりお支払いする共済金の額

$$\begin{aligned} \text{共済金の額} &= \text{被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ &+ \text{損害防止費用、求償権保全行使費用または緊急措置費用} \\ &- \text{代位取得するものの価額}^* - \text{免責金額(1,000円)} \end{aligned}$$

※被共済者が損害賠償金を支払ったことによって代位取得するものがある場合の価額とします。

その他の共済金

- ① 折衝または示談について支出した費用
 - ② 争訟費用等
 - ③ 判決による遅延損害金
 - ④ 臨時費用
- ※①~③は、いずれも組合が認めた場合に限りです。



共済掛金表(例)

共済金額5,000万円
(共済期間1年)

開催日数1日、1名につき

12円

(2019年4月現在)

※イベント賠償責任共済をイベント傷害共済とのセットでご契約される場合は、開催日1日あたりの平均参加者数10名以上が条件となります。